別紙

いじめを認知した場合の対応

新潟県立糸魚川白嶺高等学校

日常の観察／アンケート調査／生徒（被害・周囲）・保護者の訴え等の情報

発見

相談・通報を受けた職員／情報を得た職員

・独断で判断せず、直ちに報告（管理職及びいじめ対策推進教員が不在の場合は、教頭へ電話で報告）
・被害生徒を徹底して守り通す

第一報　報告

教頭／担任団／いじめ対策推進教員

認知判断（一次）

校長

当該生徒の情報提供

特別支援教育コーディネーター
養護教諭

指示

設定

被害・関係生徒への事実確認・調査

（担任団/生徒指導部/部活顧問等）

被害生徒に対して
誰が / 何を / いつ / どこで / どのように
聞き取りを行うか組織的に判断、指示

認知判断（二次）　情報共有

・記録用紙に基づいて協議

いじめ防止対策委員会
・管理職（校長、教頭）
・生徒指導主事　・いじめ対策推進教員
・特別支援教育コーディネーター　・担任団
・不登校担当教員　・養護教諭
・スクールカウンセラー　・関係の深い職員

認知報告一覧表提出

報告・相談

指導

高等学校教育課
生徒指導課

情報共有

共通理解

糸魚川警察
生活安全課

全職員
（臨時職員会議）
（職員会議）
（職員朝会）

記録用紙に基づいて、情報共有
（認知報告：校長）
（内容：担任）

事実確認の方針作成

対応チームの編成

加害生徒への事実確認・調査

（担任団/生徒指導部/部活顧問等）

指導方針作成

認知報告書作成
（いじめ対策推進教員）

担任
教頭
年次主任

同席

連絡

保護者

保護者連絡

「いじめ」という言葉を用いないなど「伝え方についての検討」を委員会で事前に行う

対応チームによる
いじめ解消に向けた指導

・被害生徒からの聞き取りと支援
・加害生徒からの聞き取りと指導
・観衆、傍観者からの聞き取りと指導等

一定の解消

警察・弁護士・
医師等専門機関
と連携

継続指導・経過観察

情報共有

共通理解

全職員
（職員会議）
（職員朝会）

定期情報共有

職員会議後に時間を設け、
いじめ認知した件に関して、
その後の経過等を担任が報告し
情報共有する

おおむね３か月

再発防止・未然防止活動

解消